

## 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し文書による警告を發しました

令和7年12月22日に東北運輸局山形運輸支局が有限会社ヨネザワバス観光の本社営業所に対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、山形運輸支局長は下記のとおり文書による警告を發しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社ヨネザワバス観光 代表取締役 鈴木 清一  
(法人番号：4390002013528)  
山形県米沢市大字花沢字上ノ町東六415番地3

営業所：本社営業所  
山形県米沢市大字花沢字上ノ町東六415番地3

2. 行政処分等年月日 令和8年2月18日

#### 3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

#### 4. 違反の概要

(1) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(2) 高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

以上

《問合せ先》

東北運輸局 山形運輸支局 輸送・監査部門  
担当：鎌田、設楽

TEL：023-686-4711

音声ガイダンス3番